

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2021304

12保A006

22児C004

17保A003

③施設名等

名 称：	浦添市母子生活支援施設 浦和寮	
施設長氏名：	金城 清美	
定 員：		20 名
所在地（都道府県）：	沖縄県	
所在地（市町村以下）：	沖縄県浦添市屋富祖2-5-14	
T E L：	098-877-8051	
U R L：	https://www.urawaryo.com	
【施設の概要】		
開設年月日	2003/8/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 偕生会	
職員数 常勤職員：		14 名
職員数 非常勤職員：		名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（イ）	臨床心理士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		5 名
有資格職員の名称（エ）	社会福祉主事	
上記有資格職員の人数：		7 名
有資格職員の名称（オ）	調理師	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（カ）	教員免許	
上記有資格職員の人数：		5 名
有資格職員の名称（キ）	上級カウンセラー	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（ク）	産業カウンセラー	
上記有資格職員の人数：		1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	20室	
施設設備の概要（イ）設備等：	事務室、相談室、保育室、学童室、学習室、	
施設設備の概要（ウ）：	緊急一時・ショート対応居室（3部屋）	
施設設備の概要（エ）：	倉庫（各階）、中庭、共有スパース（2階）、警備室、給湯室、備蓄スペース	

④理念・基本方針

理念

- ①母と子の最善の利益を保証するとともに母と子の安定した生活の営みを支えます。
- ②自己決定に基づいて主体的な生活が送れるよう支援します。

基本方針

- ①私たちは、母と子の権利を最大限擁護します。
- ②根拠に基づいた支援を心掛け、母と子の自立をサポートします。
- ③多様化する社会ニーズに合わせた取り組みについて地域連携します。

⑤施設の特徴的な取組

- ・浦添市子育て短期支援事業
- ・子どもの生活・学習支援事業
- ・保育機能強化事業
- ・沖縄県女性相談委託支援事業
- ・沖縄県児童相談所委託支援事業

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/7/12
評価実施期間（イ）評価結果確定日	205/1/16
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

①母親と子どもの意向や主体性に配慮し、母親への日常生活支援、子どもへの支援、家族関係、就労支援等の質の確保に努めている。

法人の基本方針を「誰ひとり置いてきぼりにせず、親子の安定した自立と自己実現の達成を目指す」と掲げ、母親への就労支援や低所得解消を重視し、スキル獲得や資格取得のための育児支援や子どもの居場所づくりを実施している。母親が安定した対人関係を築くための支援として、母親どうしが集うための機会や場を、月1回の定例会や夕食プロジェクトの後に交流会を設け、施設を自分の居場所として感じられるように支援している。子ども会では子どもたちが主体的に企画を行い、子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。身体的・精神的虐待を受けた子どもにとって、暴力や支配を用いないおとなモデルを示し、おとなに対して信頼感を持てるよう支援している。個別対応職員は特別な配慮が必要な母親や子どもにリフレーミングを行い、保育士は乳幼児の保育支援を行っている。

②安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

リスクマネジメント体制については、事故の発生時は責任者を施設長として職員会議で対応している。危機管理対応マニュアルが整備され、災害や病気、事故等の緊急時対応方法や安全確保対策が明記され、危機管理体制表で手順等が明確にされている。事故防止等の安全確保として職員による施設内外の安全点検や防犯カメラを設置した機械警備による外部からの不審者等の侵入対策も取られている。感染症予防や急性伝染病が周知され、マニュアルに基づく勉強会も行われている。入居者には毎月の定例会や掲示板で感染予防対策を周知し、検温器と消毒機器を玄関ロビーに設置している。災害時における母親と子どもの安全確保のため、危機管理対応マニュアルに、火災や地震、台風・水害への対応方法が明記されている。年間防災訓練計画が策定され、毎月、火災や地震、津波、不審者に対する避難訓練を実施し、全職員が安否確認の方法を周知している。また、事業継続計画が策定され、食料や備品等は1階の倉庫に保管し、保育士が管理してリストも作成されている。

③施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握し、経営課題を明確にして具体的な取組を進めている。

全国母子生活支援施設協議会の「全母協通信」を通じて社会福祉事業全体の動向を把握している。地域の福祉計画は市の第4次でだこ親子プランから策定動向を確認している。支援ニーズは、入所者の推移や利用率の分析から、母親の心身の不安定や夫からの暴力、家庭環境の不適切さが入所理由となっている。入所者の年齢が30～40代と高く、母親に要治療者が多いため、通院や自立支援を必要とする利用者が多いという課題も浮き彫りになっている。さらに、施設は建設から20年が経過し、設備や備品（エレベーターや居室のクーラーなど）の老朽化に伴い、修理や取り換え等改善課題が把握されている。課題の取り組みとして、中・長期計画（5年）を策定し、耐用年数超過によるガスコンロ取り換え、エレベーター保守点検及び取り換え、建物防水塗装等と年次的に具体的な計画とし、エレベーター保守点検等が今年度に取り組まれている。

関連：2, 3, 4, 5, 6

◇改善を求められる点

①支援の標準的な実施方法の整備、及び定期的な検証・見直しが望まれる。

支援についての標準的な実施方法として、危機管理マニュアル（虐待）、「職員からの不適切な関わりが発生した場合の対応」「自立支援計画作成」「入所受け入れや退所に関すること」「アフターケアの手順」「母親の就労に関すること」「母親と子どものプライバシー保護について」等支援全般にわたってマニュアルが作成されている。課題として、母親と子どもの権利擁護についてのマニュアル等の整備、及び各種マニュアルの毎年の検証・見直しが望まれる。

②苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能について公表が望まれる。

苦情解決責任者は施設長で、苦情受付担当者は母子支援員と個別対応職員である。第三者委員2名が選任され、生活のしおりには苦情解決制度が記載されている。相談先として沖縄県福祉サービス運営適正化委員会、市女性相談室、子ども家庭課、沖縄県女性相談支援センターが示されている。課題として、社会的養護関係施設として苦情解決結果のホームページでの公開、及び生活のしおり（重要事項説明書）への第三者委員の氏名と連絡先の追記、口頭での意見や要望を含めて苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管することが望まれる。

③母親と子どもの権利擁護に関する取組が望まれる。

生活のしおり（重要事項説明書）の基本方針に「子どもと母の権利を最大限擁護します」と明記し、入所時に母親と子どもの権利擁護と生活の場所であることを母親に説明している。子どもには、こどもの権利ノートや学童のしおりを読み合わせて説明して養育・支援を実施している。課題として、母親と子どもの権利擁護に関するマニュアル等を整備するとともに、権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けることが望まれる。整備されたマニュアルに基づいた具体的な養育・支援の取組の徹底が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価調査を受けて、改めて業務を見直す機会となりました。業務については、高い評価を頂きましたが記録や書類の見直し等が出来ておらず「定期的な見直しや業務内容の在り方」等、大変勉強になりました。アンケートを参考に改善し骨組みをしっかりと作り、支援や業務を行っていきたいと思います。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 自己評価シート（母子生活支援施設）

共通

評 価 項 目				評価結果
I-1 理念・基本方針				
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		b
	着眼点	☐ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
		☐ 2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
		☐ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるような具体的な内容となっている。	
		☐ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		☐ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。	
		☐ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント		■取組状況 理念や基本方針の明文化と周知について、運営主体の法人が昨年変更され、新たな法人理念に基づいて施設の理念や基本方針が明文化された。基本方針はわかりやすく、法人の理念と整合性があり、職員の行動規範となる具体的な内容となっている。これらは事業計画や生活のしおりに記載され、職員会議で配布・説明され、母親には「利用者のしおり」を通じて入所時に説明されている。 ■改善課題 理念、基本方針のパンフレット、ホームページ等への記載、及び施設内へ掲示し、理念や基本方針の周知状況を確認できる取り組みが望まれる。		
I-2 経営状況の把握				
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	①	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
	着眼点	☐ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
		☐ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
		☐ 3	母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
		☐ 4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		■取組状況 施設経営を取り巻く環境と経営状況について、全国母子生活支援施設協議会の「全母協通信」を通じて社会福祉事業全体の動向を把握している。また、地域の福祉計画である浦添市第4次でこ親子プランなどから策定動向を確認している。支援ニーズは、入所者の推移や利用率の分析から、母親の心身の不安定や夫からの暴力、家庭環境の不適切さが入所理由となっている。入所者の年齢は、30代が60%、40代が27%、20代が13%であり、若年者はいない。元夫からのDVの状況については、精神的要因が10%、子どもを巻き込んだ暴力が8%などの課題がある。		

評 価 項 目						評価結果	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。					a
	着眼点	☐	1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。			
		☐	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。			
		☐	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。			
		☐	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。			
コメント		■取組状況 経営課題を明確にした具体的な取り組みとして、施設は建設から20年が経過し、エレベーターや居室のクーラーなどの設備や備品の老朽化に伴い、修理や取り換えにかかる維持経費が増大している。入所者の年齢が30～40代と高く、母子に要治療者が多いため、通院や自立支援を必要とする利用者が多いという課題も浮き彫りになっている。さらに、施設入所を必要とする母親と子どもの年齢や世帯動態、入所・退所理由などの推移と分析が行われている。改善課題への具体的な取り組みとして、エレベーターの保守点検について法人事務局や部長、常務理事と協議し、職員会議で情報を共有している。					
I－3 事業計画の策定							
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。							
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。					b
	着眼点	☐	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。			
		☐	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。			
		☐	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
		☐	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
コメント		■取組状況 浦添市からの指定管理施設として、2024年から2029年の中・長期的な計画が策定されている。この計画には管理運営方針や業務内容（母子支援事業、児童健全育成事業など）が定められ、具体的に24の事業が設定されている。そのうち19事業はすでに実施されており、今後の予定事業は6件である。計画策定の考え方や取り組み方法も明示されている。 ■改善課題 5年間の中・長期計画は、年度ごとに予定する事が明示されているが、数値目標の設定及び事業を実施するための年度ごとの収支計画の作成が望まれる。					
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。					a
	着眼点	☐	1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。			
		☐	2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。			
		☐	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
		☐	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
コメント		■取組状況 中・長期計画に基づき、単年度の事業計画と一覧表が作成されている。この計画には、エレベーターの保守点検や各居室のクーラー・ガスコンロの取り換えなどの具体的な内容が含まれている。単年度計画の項目には、定例行事や母子支援、学童、保育室、個別対応、各種手当申請、設備整備・保守、研修、会議などが設定されており、自立支援計画は必要に応じて見直される。数値目標が設けられ、実施状況の評価が可能な内容である。					

評 価 項 目						評価結果
(2) 事業計画が適切に策定されている。						
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。				b
	着 眼 点	☐	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
			2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
			3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
		☐	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
		☐	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。		
コメント		■取組状況 支援の質向上に向けて、浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会が毎年評価を実施している。評価は項目別評価表を用いた自己評価と利用者アンケートを基に行われ、結果は浦添市に提出される。評価委員会は施設の自己評価に対して委員会評価を行い、その結果を市の総合評価として提示している。施設はこの評価を課題とし、PDCAサイクルに基づく質の向上に取り組んでいる。職員会議や法人事務局でも評価結果の検討が行われている。 ■改善課題 社会的養護施設においては、全社協版の自己評価票を使用して評価を実施することが義務となっていること、及び評価結果による課題を把握し、PDCAサイクルによる改善の取組にも望まれる。				
7	②	事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。				c
	着 眼 点	☐	1	事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。		
		☐	2	事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。		
			3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。		
		☐	4	事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
コメント		■取組状況 事業計画の周知と理解を促進するため、母親には年度の行事計画表が配布されている。学童クラブの保護者会では年2回、計画が説明される。参加を促すために、毎月の母親定例会で計画の主な内容を説明し、行事案内をエレベーター内に掲示している。子どもには、該当月の主な行事について説明されている。 ■改善課題 年間事業計画については、行事だけではなく研修、会議等を明示し、主な内容のわかりやすい資料を作成し、子ども会や母親定例会等での説明が望まれる。行事計画を配布しているため評価基準に基づいてC評価とする。				

評 価 項 目							評価結果
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組							
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。							
8	①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。					b
	着眼点	☐	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。			
		☐	2	支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。			
		☐	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。			
		☐	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。			
コメント		■取組状況 支援の質向上に向けて、毎年浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会による評価が実施されている。委員会は項目別評価表を用いた自己評価と利用者アンケートを行い、結果を浦添市に提出している。評価委員会は施設の自己評価に対して委員会評価を実施し、その結果を市の総合評価として提示する。施設はこの総合評価を課題として、PDCAサイクルに基づく質の向上に取り組んでおり、職員会議や法人事務局で評価結果の検討が行われている。 ■改善課題 社会的養護施設においては、全社協版の自己評価票を使用して評価を実施することが義務となっていること、及び評価結果による課題を把握し、PDCAサイクルによる改善の取組にも望まれる。					
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。					b
	着眼点	☐	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が <u>文書化</u> されている。			
		☐	2	職員間で課題の共有化が図られている。			
		☐	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。			
		☐	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
		☐	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。			
コメント		■取組状況 施設が取り組むべき課題として、浦添市浦和寮指定管理者運営評価委員会から提示された「指定管理委託料の計画的執行」「エレベーター保守点検の仕様書に基づく実施」「防災訓練や講習会の計画的実施のための人員体制強化」を明確化している。職員間での課題共有は回覧や職員会議で行っており、予算が必要な改善策については法人事務局や委託業者と調整し、令和6年6月中に順次取り組む予定である。 ■改善課題 評価結果に基づく改善課題の改善策や改善計画を策定する仕組みが望まれる。					

評 価 項 目						評価結果
II-1 施設長の責任とリーダーシップ						
(1) 施設長の責任が明確にされている。						
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。				b
	着眼点	☐	1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
		☐	2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。		
		☐	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
		☐	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		■取組状況 施設長の役割と責任を職員に周知するため、浦添市母子生活支援施設浦和寮運営規程に運営方針を明示している。役割や責任は職務分掌に記載され、職員会議で職員に周知されている。災害時の事業継続計画（BCP）では、施設長不在時の権限委任を明文化し、2番手、3番手の担当者を決定し、施設内外での対応も具体的に職名や氏名で示している。 ■改善課題 自らの役割と責任については、施設長として施設内の広報誌等に掲載し表明することが望まれる。				
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。				b
	着眼点	☐	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		
		☐	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
		☐	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
		☐	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
コメント		■取組状況 法令等の遵守を目的とした取組として、就業規則に不正行為の禁止を明記し、施設長自らも取引先との適正な関係を維持している。法令遵守の観点から、関連研修やセミナーを受講し、毎月の消防訓練や健康診断などを実施している。さらに、ハラスメント防止や労働基準法改正に基づく年休取得についても周知し、遵守に向けた取組を行っている。 ■改善課題 法定研修とされる虐待防止、ハラスメント防止、感染症及び防災BCP研修、プライバシー保護等を毎年職員に対して実施することが望まれる。				

評 価 項 目						評価 結果	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。							
12	①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。					a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。			
		☐	2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。			
		☐	3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。			
		☐	4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。			
		☐	5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			
		☐	6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。			
コメント		■取組状況 施設長は、支援の質を評価するために年2回、浦添市が作成した評価表を用いて自己評価を行い、その結果を市に提出している。また、モニタリング評価に基づいて利用者調査も実施され、市の総合評価が提示されている。提示内容には、指定管理委託料の執行や防災訓練の実施が含まれ、これを改善課題として位置付けている。改善策は法人事務局や委託業者と調整し、令和6年6月までに順次実施予定である。職員の意見を反映した給与改善や研修受講を推進し、自らも研修に参加することで専門性の向上を図っている。					
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。					a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。			
		☐	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。			
		☐	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。			
		☐	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。			
コメント		■取組状況 経営改善や業務の実効性を高めるための指導力を発揮する取り組みとして、法人事務局が人事、労務、財務の分析を行っている。今年度は保育士と少年指導員の補充を実施し、専門職全員の給与改善や勤務体制の見直しを行い、定着化を図っている。労務面では月10時間の残業が認められ、心理士による職員の面談やカウンセリングを導入し、専門職によるチームケアを開始して業務の実効性と職員の働きやすさを向上させている。また、職員会議を実施し意識形成を図り、施設長は社会福祉士資格取得に取り組んでいる。					

評 価 項 目					評価結果	
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成						
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。						
14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。				a
	着眼点	☐	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。		
		☐	2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
		☐	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。		
		☐	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
		☐	5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。		
コメント		■取組状況 当該年度の事業計画では、福祉人材の確保と定着に向けた方針を明示し、「独自の採用制度やハローワーク等を活用した採用活動」を実施している。職員配置は国の基準に基づき、社会福祉士や保育士などの専門職を配置。採用後は新任研修や専門職研修を受講させ、基準以上の人員体制を整備している。				
15	②	総合的な人事管理が行われている。				b
	着眼点	☐	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。		
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
		☐	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
		☐	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
コメント		■取組状況 総合的な人事管理に基づき、「期待する職員像」を提示し、職員の処遇改善の必要性を評価・分析している。改善策として専門職全職種の給与見直しを行っている。 ■改善課題 「期待する職員像」の早期の確定、及び人事基準を定め、それに基づいて職務に関する成果や貢献度等を評価するとともに、評価・分析等にもとづき、職員処遇の改善策の検討・実施が望まれる。				

評 価 項 目						評価結果	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。							
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。					a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。				
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。				
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。				
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。				
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。				
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。				
	○	7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。				
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。				
コメント		■取組状況 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場を整備するため、施設長が労務管理の責任者として、有給取得や時間外労働を管理している。毎年の健康診断や心理士による相談対応が行われ、福祉医療機構退職金制度に加入している。時間休や育休明けの配慮など、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、全職種の待遇改善を進めている。					
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。							
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。					c
着眼点		1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。				
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。				
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。				
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。				
コメント		■取組状況 「期待する職員像」の案を基本情報に記載し、提示されている。 ■改善課題 母子支援員に対しては、目標設定について施設長が面談を実施しているが、職員一人ひとりに目標項目や目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、年2回の面接を実施して進捗状況や目標達成度の確認を行うことが望まれる。					

評 価 項 目					評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			b
	着眼点		1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
			2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
		○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
		○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
		○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 施設内で職員研修計画を作成し、実施している。外部研修参加者は報告書を提出し、ケース会議で報告している。年度末に計画を見直し、職員の意見を基に年度途中で調整することもある。今年度は、健診結果を活かした健康づくり講座や、母親の要望に応じた「お金に関するセミナー」も追加で実施している。 ■改善課題 「期待する職員像」及び施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示した上で、法定研修を含めた施設内外の研修計画の作成が望まれる。			
19	③	職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。			a
	着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
		○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
		○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
		○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
		○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		○	6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 職員の資格状況は採用時に確認し、新規取得は本人から把握する。今年度、新任職員5名が初任者研修や専門研修を受講し、OJTを通じて業務を学んでいる。職員は県内施設での研修や会議に参加し、外部研修情報は会議やLINEで共有される。研修費用は施設が負担し、報告書は全職員に周知される。心理士による面談やスーパーバイズ研修も行われ、基幹職員研修の対象者は全員修了している。			

評 価 項 目						評価 結果
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。						
20	①	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。				b
	着眼点	☐	1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
		☐	2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。		
		☐	3	専門職種の種類に配慮したプログラムを用意している。		
			4	指導者に対する研修を実施している。		
		☐	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。		
コメント		■取組状況 実習生支援の基本姿勢はマニュアルや事業計画に明記され、保育士資格取得のための実習生を受け入れている。施設長と保育士がオリエンテーションを行い、守秘義務の誓約書を提出させる。実習生は子どもたちや母親、職員に紹介される。学校のプログラムに基づき、10日間の「実習生受け入れプログラム」があり、各職種の担当者が実習指導を行う。学校側とは連携し、実習期間中に担当教師の巡回指導がある。実習生が職員として採用された事例もある。 ■改善課題 「実習生受け入れプログラム」の内容は各職種の業務説明と反省会のみとなっており、配置先（保育室、学童、学習支援等）や実習内容を含めたプログラムの作成、及びマニュアルへの子どもや母親、職員への事前説明についての追記が望まれる。 社会福祉士資格取得のための実習生受入がないため、着眼点4は適用外とする。				
II-3 運営の透明性の確保						
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。						
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。				b
	着眼点	☐	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。		
		☐	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。		
			3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。		
		☐	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
			5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
コメント		■取組状況 理念や支援内容、苦情・相談体制、職員体制、事業内容はホームページで公開され、決算情報は法人が公開している。浦添市による管理運営のモニタリング評価は年2回行われ、市と施設のホームページで公開される。第三者評価の結果は県のホームページで公開されている。苦情対応は定例会で母親に報告され、地域への説明は年度初めの連携会議やコミュニティ推進委員会で施設長が行っている。パンフレットは自治会費納入時などに配布している。 ■改善課題 社会的擁護関係施設として、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応状況の公開、及びパンフレット等を地域に配布することが望まれる。市のモニタリング評価結果をホームページで公開することに期待したい。				

評 価 項 目					評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。			a
	着眼点	☐	1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
		☐	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
		☐	3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
		☐	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		■取組状況 公正で透明な経営のため、経理規程が整備され、取引内容が記載されている。職務分掌と権限・責任は職務分掌表に明記し、システムで共有されている。市のモニタリング評価結果はホームページで公開され、法人として外部監査が導入されている。月次報告は職員に回覧され、電気代オーバーに対してはエアコン設定温度を26度以上にするなど改善が行われている。欠員については市の指摘を受け、職員を採用している。			
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献					
(1) 地域との関係が適切に確保されている。					
23	①	母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。			a
	着眼点	☐	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
		☐	2	母親と子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
		☐	3	施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
		☐	4	母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
		☐	5	(母子生活支援施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント		■取組状況 事業計画には地域との関わり方が明記されている。入所世帯は100%自治会に加入し、毎月の会費納入時に情報交換を行っている。保育室や学童クラブは地域の子どもの受け入れ、交流を促進している。自治会や地域行事には職員やボランティアも参加し、地域資源の活用についても説明が行われている。利用者は市母子福祉協議会の講座に参加し、資格取得を目指すことが奨励されている。学校の友人との施設内交流も認められている。			
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。			b
	着眼点	☐	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
			2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
		☐	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
		☐	4	ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント		■取組状況 ボランティア受入れに関する基本姿勢はマニュアルに明示されている。大学生や子どもの居場所大学コンソーシアムの学習支援ボランティア、地域の学習支援や英会話、ビューティーサロン等のボランティアを受け入れている。退所した子どもがボランティアを行う事例もある。受入れ時には施設長と少年指導員が面談し、口頭で説明した後に守秘義務等の誓約書を提出させている。 ■改善課題 地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢の明文化、及びマニュアルに子どもや母親、職員への事前説明に関する項目の追記、ボランティア受入れ時のオリエンテーション資料の作成が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
(2) 関係機関との連携が確保されている。					
25	①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。			a
	着眼点	☐	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
		☐	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
		☐	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
		☐	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
			5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 助成金や求人情報、住宅情報、各種講座や保育、ヘルパー派遣事業などの資料を「社会資源ファイル」としてまとめ、利用者と職員が共有している。地域のキャリアスクールの協力により、登録販売者講座を実施し、4名が資格を取得、そのうち1名は社会資源を活用して資金援助を受けている。また、3名が現在パソコン講座を受講中である。保育園や学校、児童デイサービスとの連携会議に施設長と職員が参加し、コミュニティー推進委員会にも施設長が出席している。県内の母子生活支援施設連絡協議会や各種会議にも関係職員が出席し、連携を図っている。退所前には、施設主催の個別支援会議が行われている。 地域に関係機関・団体があるので、着眼点5は、適用外である。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。			b
	着眼点	☐	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		☐	2	(社会的養護共通) 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
			3	(5種別共通) 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		■取組状況 地域の福祉ニーズは、保育機能強化事業で待機児童を受け入れ、市の支援事業で学童クラブに地域の児童を受け入れることで把握している。施設長は、自治会や地域の保育園、小・中学校、児童デイサービスとの連携会議やコミュニティー推進委員会に参加している。また、子どもの貧困や独居高齢者の増加などの地域の課題についても把握している。 ■改善課題 地域住民に対する相談事業の実施等、主体的に地域の福祉ニーズを把握する取組が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。			c
	着眼点		1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
			2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
		○	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		○	4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
			5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		■取組状況 子育て短期支援事業（ショートステイと緊急一時保護）と保育機能強化事業をホームページで公開し、実施している。また、地域のひとり親家庭の児童を対象に学童クラブでの学習支援や居場所づくりを行っている。地域の課題として子どもの貧困を把握し、さまざまな支援を行っている。毎年12月には清掃活動を実施し、地域の企業と協力して「やふそキッズフェスティバル」を企画し、子どもたちがダンスを披露している。施設長はコミュニティー推進委員として地域情報を発信している。 ■改善課題 把握した福祉ニーズにもとづく法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動等を、年度の事業計画に明示して実施することが望まれる。被災時は、福祉避難所として被災者を受け入れることについて、ミーティングで話し合い検討しているが、住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。			

評 価 項 目						評価結果
Ⅲ 適切な支援の実施						
Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援						
(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。						
28	①	母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。				b
	着 眼 点	☐	1	理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
		☐	2	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
		☐	3	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。		
		☐	4	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。		
			5	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。		
コメント		■取組状況 理念として「母と子の最善の利益保証と安定した生活の支え、自己決定に基づいた主体的な生活の支援」を掲げ、基本方針に「母と子の権利の最大限の擁護と自立のサポート、多様化する社会的ニーズに合わせた地域連携」を明示している。事業計画には理念と基本方針が記載され、全国母子生活支援施設協議会の倫理綱領とハンドブックは全職員に配布されている。支援に関してはプライバシー保護のマニュアルを作成し、「利用者ファースト」といった手順書を設けている。職員は母子の誕生日を祝うなどの配慮をし、リフレイミングカードを用いて子どもの自己肯定感を高める支援を行っている。基本的人権や子どもの権利擁護については研修を受講し、施設内で勉強会も実施している。 ■改善課題 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図ること、及び入所時に、子どもに対しては権利ノートで説明しているが、生活のしおりに母親と子どもの権利についての追記が望まれる。				

評 価 項 目						評価結果
29	②	母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。				b
	着眼点	○	1	母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。		
		○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。		
		○	3	一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。		
		○	4	母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。		
コメント		■取組状況 プライバシー保護に関するマニュアルを作成し、職員が共有している。月1回の防災チェック時には母親も居室内の点検に参加する。トイレとシャワーが別の居室もあり、仕切りのない場合はカーテン等で工夫することがある。入所時に子どもには権利ノートを、母親には生活のしおりでプライバシー保護について説明し、定例会でも確認している。郵便ポストの鍵は準備されているが施錠はされていない。 ■改善課題 トイレとシャワーの仕切りがない居室については、施設として仕切り設置を工夫するとともに着替えへの配慮、及びマニュアルは研修等で職員の理解を図り、見直しにつなげることが望まれる。				
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。						
30	①	母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。				a
	着眼点	○	1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。		
		○	2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
		○	3	施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。		
		○	4	見学等の希望に対応している。		
		○	5	母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		
コメント		■取組状況 母親と子どもが支援を利用するための情報は、パンフレットと生活のしおりで提供されている。パンフレットはイラスト入りでわかりやすく、生活のしおりは漢字にカナを付けている。入所予定者には、施設長や母子支援員が面談し、生活のしおりを読み合わせ、見学や病児保育の案内も行っている。パンフレットは昨年度見直し、生活のしおりは毎年および年度途中に見直されている。				

評 価 項 目						評価結果
31	②	支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。				b
	着眼点	☐	1	母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。		
		☐	2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。		
		☐	3	支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
			4	意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
コメント		■取組状況 入所要領と入所時受入れマニュアルに基づき、母親にはフリガナやイラストを工夫した生活のしおり（重要事項説明書）を用いて説明し、同意及び誓約書を取得している。子どもには環境変化への不安に配慮し、少年指導員や個別対応職員がフリガナ付きの大きな字でイラストを用いたこどもの権利ノートと学童のしおりを使って、入所後の生活や施設利用について説明している。学童のしおりは母親にも説明される。母親から記入されたアセスメントを基に、読み書きの程度や生活上の困りごと、医師の診断や福祉との関わりを把握している。意思決定が困難な場合は、言葉を分かりやすくし、イラストを使用するなど工夫を凝らして説明し、支援者が同席することもある。 ■改善課題 意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてのルールの文書化、及び同意書への個人情報の利用目的の追記、意思決定が可能な子どもに同意を得ることについての検討が望まれる。				
32	③	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。				a
	着眼点	☐	1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。		
		☐	2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。		
		☐	3	施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。		
		☐	4	施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		
コメント		■取組状況 支援の継続性とアフターケアは事業計画に明記され、退所時引継ぎ要綱に手順が、アフターケア要綱にアフターケアの手順が記載されている。退所支援会議には施設長、母子支援員、関係職員、市の担当課、必要に応じて関係機関が参加する。退所支援ではアパート探しや関係機関への引継ぎ、相談先の紹介などを行い、近隣に住む退所者もいる。アフターケアでは、母子支援員や入所時の職員が相談に応じ、フードバンクの活用や一人親家庭への情報発信を行う。退所者が訪れた際には施設長や職員が対応し、学童クラブでは退所した子どもへの生活・学習支援事業も実施している。退所時にはQRコード付きの名刺版を母親に渡し、施設の電話番号を登録させ、子どもには相談先の情報を提供する。入所中に撮った写真をまとめたアルバムや職員の寄せ書きも贈呈される。				

評 価 項 目						評価結果
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。						
33	①	母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。				b
	着眼点	○	1	母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。		
		○	2	母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。		
		○	3	職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。		
			4	母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。		
			5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
コメント		■取組状況 市の主管課は毎年、母親と子どもに利用者調査を実施している。子どもからの意見は少年指導員が子ども会で、母親の意見は定例会で聞かれる。また、年2回の保護者会にも職員が参加する。今年度の講座テーマとして「料理教室」や「お金についての勉強会」が提案され、食生活アンケートを実施し、クッキング教室に取り組んでいる。調査結果はミーティングで共有され、職員不足の声に応じて職員が募集・採用されている。 ■改善課題 母親と子どもの満足に関する調査の担当者を決めて施設内で実施し、母親と子ども参画のもとで調査結果を分析・検討して、具体的な改善に取り組むことが望まれる。				
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。						
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。				c
	着眼点	○	1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。		
		○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。		
		○	3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
			4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
			5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。		
		○	6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
コメント		■取組状況 苦情解決責任者は施設長で、苦情受付担当者は母子支援員と個別対応職員である。第三者委員2名が選任され、生活のしおりには苦情解決制度が記載されている。相談先として沖縄県福祉サービス運営適正化委員会、市女性相談室、子ども家庭課、沖縄県女性相談支援センターが示されている。意見箱には記入カードがあり、施設長または母子支援員が不定期に確認する。苦情受付簿が作成され、記録は保管される。「乾燥機が欲しい」という要望は職員会議で報告され、消防法に基づき検討中である。壊れた遊具は撤去・修繕され、資源ごみはいつでも出せる場所が設けられている。 ■改善課題 社会的養護関係施設として苦情解決結果のホームページでの公開、及び生活のしおりへの第三者委員の氏名と連絡先の追記、口頭での意見や要望を含めて苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管することが望まれる。意見箱は複数人で確認することに期待したい。 着眼点5が確認できないため、評価基準によりC評価となる。				

評 価 項 目					評価結果
35	②	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。			b
	着 眼 点	☐	1	母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
		☐	2	母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
		☐	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		■取組状況 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知するために「生活のしおり（重要事項説明書）」が配付され、苦情・意見・要望に対する解決のしくみが説明されている。1階には沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示され、意見箱が設置されている。また、事務室隣の相談室はパソコン室と入れ替えられ、利用者が意見を述べやすいように配慮されている。 ■改善課題 「生活のしおり」に第三者委員の氏名と連絡先を追記することが望まれる。			
36	③	母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。			b
	着 眼 点	☐	1	職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
		☐	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
		☐	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		☐	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
		☐	5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
			6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 母親と子どもからの相談や意見に迅速かつ組織的に対応するため、職員は日常的に観察し、面談や会話を通じてコミュニケーションを図っている。意見箱が設置され、職員が定期的に確認・回収している。相談や意見に対する対応は苦情解決実施要綱に基づいて行われ、市のモニタリング評価による利用者アンケートも実施されている。また、中庭や各階共有スペースの使用方法是子ども会や母親の会、全体会議で取り決められ、令和6年5月には「生活のしおり」が改定された。 ■改善課題 苦情解決要綱の定期的な見直しが望まれる。			

評 価 項 目						評価結果
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。						
37	①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。				b
	着眼点	☐	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。		
		☐	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。		
		☐	3	母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
		☐	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
		☐	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
		☐	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 リスクマネジメント体制では、事故発生時に施設長を責任者とし、職員会議で対応を行う。災害や病気、事故などの緊急時対応方法や安全確保対策を明記した危機管理対応マニュアルが作成され、危機管理体制表で手順が明確化されている。安全確保策として、職員による施設内外の安全点検や、防犯カメラを設置した機械警備による不審者の侵入対策が講じられている。また、他施設でのDV加害者の押しかけ事例を収集し、職員会議やシステムで職員に周知し、DV加害者への緊急時対応マニュアルに基づいて対応している。 ■改善課題 安全を脅かす収集した事例の要因分析と再発防止策の取り組みが望まれる。				
38	②	感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。				a
	着眼点	☐	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。		
		☐	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。		
		☐	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。		
		☐	4	感染症の予防策が適切に講じられている。		
		☐	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。		
コメント		■取組状況 感染症の予防と発生時の対応について、マニュアルが整備され職員の責任と役割が明記されている。職員には、感染症予防や急性伝染病の一覧が周知されており、マニュアルに基づく勉強会も行われている。入居者には毎月の定例会や掲示板で感染予防対策を知らせ、検温器と消毒機器を玄関ロビーに設置している。貯水槽の清掃、水質検査、害虫駆除、調理員の検便も定期的の実施され、感染症予防に努めている。感染症発生時は、状況を把握し職員や入居者に周知し、医療機関への受診や行政への報告を行う。 ■改善課題 感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しを期待したい。				

評 価 項 目						評価結果
39	③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。				a
	着 眼 点	○	1	災害時の対応体制が決められている。		
		○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。		
		○	3	母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
		○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
コメント		■取組状況 災害時における母親と子どもの安全確保のため、危機管理対応マニュアルが整備され、火災や地震、台風・水害への対応方法が明記されている。年間防災訓練計画が策定され、毎月火災や地震、津波、不審者に対する避難訓練を実施し、全職員が安否確認の方法を周知している。また、事業継続計画が策定され、食料や備品の備蓄リストが作成され、備蓄品は1階の倉庫に保管され、保育士が管理している。 ■改善課題 災害時における備蓄食料品の献立についての取り組みを期待したい。				
Ⅲ- 2 支援の質の確保						
(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。						
40	①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。				b
	着 眼 点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
		○	2	標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。		
		○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
			4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
コメント		■取組状況 支援の標準的な実施方法として、危機管理マニュアル（虐待）や不適切な関わりへの対応マニュアル、自立支援計画作成マニュアル、入所・退所に関するマニュアル、アフターケアの手順、母親の就労に関するマニュアルが作成されている。母親と子どものプライバシー保護に関するマニュアルでは、全国母子生活支援施設協議会の倫理綱領に基づき「母と子への権利侵害を許しません」と明記されており、入室時や居室立ち入り時の了承、写真掲載の同意、郵便物や通信面での配慮が具体的に示されている。マニュアルは職務会議や勉強会を通じて職員に周知されている。 ■改善課題 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みの検討が望まれる。				

評 価 項 目						評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。				b
	着眼点	○	1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。		
			2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的の実施されている。		
			3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。		
		○	4	検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		
コメント		■取組状況 自立支援計画に関するマニュアル（母親、児童・中高生、乳幼児）は年度末に見直され、新年度へ反映されている。他のマニュアルも必要に応じて見直しが行われている。担当職員は母親や子どもの意向を確認し、検証・見直しを実施して自立支援計画に反映させる仕組みが構築されている。 ■改善課題 支援の標準的な実施方法の検証・見直しを定期的の実施し、必要な見直しについては組織的に実施できる仕組みの確立が望まれる。				
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。						
42	①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。				b
	着眼点	○	1	自立支援計画策定の責任者を設置している。		
		○	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
			3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
		○	4	自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。		
		○	5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
		○	6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。		
コメント		■取組状況 アセスメントに基づく自立支援計画は、施設長が責任者となり、母子支援員や保育士、少年指導員、個別対応職員が策定する。入所前の調査や審査会資料はアセスメントに反映され、乳幼児には各年齢のアセスメントシートが作成され、健康、言葉、人間関係、運動、知的働きの5領域で確認される。支援計画は母親と子どもが個別に作成し、課題や支援目標が明示され、母親の意向を反映しながら全職員が参加するケース会議で策定される。支援困難なケースでは、医療機関や教育機関と連携し、心理士のスーパーバイズも行われる。 ■改善課題 多職種の関係職員が参加するアセスメントに関する課題の協議が望まれる。				

評 価 項 目					評価結果
43	②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。			b
	着眼点	○	1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
		○	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
		○	3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
			4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
		○	5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント		■取組状況 定期的な自立支援計画の評価・見直しは、マニュアルに従って行われ、母親の計画は入所後3カ月以内に初回評価、次回は3カ月後、その後は半年以内に実施される。児童については基本的に半年ごとの評価を行う。母子支援員や少年指導員、個別対応職員、保育士が母親や子どもと定期的または随時に面談し、意向を把握する。自立支援計画はケース会議で母親の承認を得て作成され、見直し後の内容は回覧で確認され、システムで管理され職員に周知されている。 ■改善課題 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備、及び評価・見直しにあたっては標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容等、課題を明確にし、緊急に変更する方法についてマニュアルに追加することが望まれる。			
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。					
44	①	母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。			b
	着眼点	○	1	母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
		○	2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
			3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
		○	4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
		○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
		○	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント		■取組状況 母親と子どもに関する支援の実施状況は、システムを活用して記録され、基本情報やケース記録、支援計画などが職員間で共有される仕組みが整備されている。このシステムは、既読未読管理により職員間の情報共有が可視化されている。 ■改善課題 記録要領の作成や書き方に差異が生じないような確認や助言等が望まれる。			

評 価 項 目						評価 結果		
45	②	母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。					b	
	着眼点	☐	1	個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。				
		☐	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。				
		☐	3	記録管理の責任者が設置されている。				
			4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。				
		☐	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
			6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。				
コメント		■取組状況 母親と子どもに関する記録の管理体制は、法人の個人情報保護規程に基づき、保管、保存、廃棄に関する規定が設けられている。母子生活支援施設（浦和寮）の就業規則には個人情報保護に関する規定があり、違反時には懲戒処分が明記されている。記録管理の責任者は施設長であり、職員は採用時に個人情報保護を遵守する誓約書を提出している。苦情対応窓口は入所時に母親と子どもに説明される。 ■改善課題 施設として個人情報管理マニュアルを作成し、職員に対する教育や研修の実施が望まれる。個人情報の利用目的を明記した個人情報同意書の作成が望まれる。						
A－1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援								
(1) 母親と子どもの権利擁護								
46	A①	①	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。					b
	着眼点		1	母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。				
			2	母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。				
			3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。				
		☐	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。				
		☐	5	必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。				
		☐	6	母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。				
コメント		■取組状況 母親と子どもの権利擁護に関する取り組みは、全国母子生活支援施設協議会の倫理綱領に基づき、自己決定に基づく主体的な生活支援を基本理念としている。重要事項説明書には「子どもと母の権利を最大限擁護します」と明記され、職員の理解が得られている。入所時に母親には生活のしおりで権利擁護について説明し、子どもには権利ノートを通じて養育・支援が行われている。DV被害者・加害者対応マニュアルが整備され、関係機関との連携や職務会議での支援検討が行われている。日常会話や面談から権利侵害の早期発見に努め、必要に応じて心理士のカウンセリングを利用している。母親と子どもの思想・信教の自由についても生活のしおりで説明されている。 ■改善課題 母親と子どもの権利擁護に関するマニュアル等を整備するとともに、権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けることが望まれる。整備されたマニュアルに基づいた具体的な養育・支援の取組の徹底が望まれる。						

評 価 項 目					評価結果
47	A②	①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。		b
	着眼点	○	1	不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	
			2	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。	
			3	不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
		○	4	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。	
		○	5	不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。	
コメント			■取組状況 職員による暴力や脅かし、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりを防止するため、母子生活支援施設（浦和寮）の就業規則に懲戒処分が定められている。不適切な関わりが発生した場合には、事故対応マニュアルに基づき施設長に報告することが求められている。また、職員間で禁止事項を徹底するため、会議や個人面談が行われ、全職員参加の会議で再発防止策が検討される。職員への周知は浦和寮全体ラインを活用している。 ■改善課題 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面の具体的な例を示しながら研修等を行い、職員による不適切な関わりを行わないための支援技術の習得が望まれる。また日常的に会議等で不適切な関わりが行われていないことを確認することが望まれる。「職員による不適切な関わりが発生した時（事故対応）マニュアル」の定期的な見直しを期待したい。		
48	A③	②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。		a
	着眼点	○	1	不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。	
		○	2	不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○	3	不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	
		○	4	不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	
コメント			■取組状況 いかなる場合においても、母親や子どもが暴力や脅迫、人格を傷つける不適切な行為を行わないことについては、入所時に「生活のしおり」や「こどもの権利ノート」を用いて具体例を挙げて説明している。母親の意見を個別面談などで聞き、不適切な行為の防止に対する注意喚起を行っている。子どもには学童クラブで暴言や暴力について話し合い、個別支援を通じて、暴力ではなく言葉で感情を表現できるように支援している。また、母親や子どもからの訴えや小さなサインを見逃さないため、気になる変化はシステムを利用して職員に共有している。ケース会議などを通じて、不適切な行為が行われていないかを確認しており、定例会や「タごはんプロジェクト」、学童保育において母親や子どもに対し、毎月または2か月ごとに伝えている。 ■改善課題 母親や子どもが不適切な行為を行わないよう、更なる取組を期待したい。		

評 価 項 目					評価結果
49	A④	③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		a
	着眼点	○	1	不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○	2	子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	
		○	3	不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	
		○	4	常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	
コメント		■取組状況 子どもに対する暴力や脅かし、不適切な関わりの防止と早期発見の取り組みとして、職員は子どもの登下校時に挨拶をし、表情や様子に注意を払うことでコミュニケーションを図り、訴えやサインを見逃さないよう努めている。個人面談では母子支援員、少年指導員、個別対応職員が役割を分担し、良好な親子関係の構築を目指している。また、「こどもの権利ノート」の活用やCAP研修を通じて、子どもが自らを守る知識・技能を学ぶ機会を設けている。母親には個別面談で心理士によるカウンセリングを行い、不適切な関わりのない子育てを支援している。育児方法の支援が必要な母親には、保育室での手伝いを通じて子育て方法を学ぶ機会を提供している。			
(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮					
50	A⑤	①	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。		a
	着眼点	○	1	子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。	
		○	2	子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。	
		○	3	活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。	
		○	4	母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。	
		○	5	母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。	
コメント		■取組状況 母親や子どもが自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、生活改善に向けた取り組みとして、子どもには保育士や少年指導員、個別対応職員が関わり、正しい生活習慣やマナー、ルールを身につけることや自主的な学習習慣の確立を支援している。市の子どもの生活・学習支援事業計画に基づき、令和5年度から学童室に支援員が配置され、入所児童の自己表現力や自律性、責任感の育成が図られている。子ども会の夏休み企画では、子どもたちが自主的に取り組み、伊是名島への一泊二日の旅行を実施している。また、母親の要望に応じ、同法人の施設を利用したクッキング教室が開催されており、施設内では外部講師による母親向けのパソコン教室も行われ、母親が安心して参加できるよう職員が支援している。			

評 価 項 目						評価 結果
(4) 主体性を尊重した日常生活						
51	A⑥	①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。			a
	着 眼 点	☐	1	母親や子どもの自尊心や強みを大切にしたい支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。		
		☐	2	母親と子どもとに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。		
		☐	3	常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。		
		コメント	■取組状況 母親や子どもの主体性を尊重した日常生活への支援として、法人の基本方針は「誰ひとり置いてきぼりにせず、親子の安定した自立と自己実現の達成を目指す」である。施設では、母親への就労支援や低所得解消を重視し、スキル獲得や資格取得のための育児支援や子ども居場所づくりを実施している。母子支援員はDV等の困難な状況からの回復を支援し、少年指導員は子どもの得意なことを見つけて褒めることでエンパワーメントを図っている。個別対応職員は公認心理師として特別な配慮が必要な母親や子どもにリフレーミングを行い、保育士は乳幼児の保育支援を行っている。子ども会では子どもたちが主体的に企画を行い、母親の会では自主的な交流を支援している。			
52	A⑦	②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。			b
	着 眼 点	☐	1	母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。		
		☐	2	母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。		
		☐	3	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。		
		☐	4	母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。		
			5	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。		
		コメント	■取組状況 母親や子どもが参画しやすい行事プログラムの工夫として、アンケートを実施し、施設での生活を楽しむ企画を用意している。「夕ごはんプロジェクト」を2か月毎に実施し、入所者全員に夕食を提供して家族団欒とリフレッシュの機会を与えている。乳幼児は保育士が対応し、母親が安心して参加できるよう配慮している。また、母親の要望に応じた「貧血のための食事、栄養価のある食事、短時間でできる食事」をテーマにしたクッキング教室を実施し、子ども向けには学童クラブで映画見学、プール、夏休みの伊是名島一泊旅行を行っている。さらに、外部講師による親子革ワークショップ（キーケースづくり）も開催している。 ■改善課題 行事等の実施後は評価、見直しを行い、次回も母親や子どもが積極的に参画できる取り組みが望まれる。			

評 価 項 目						評価 結果	
(5) 支援の継続性とアフターケア							
53	A⑧	①	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。				b
	着 眼 点		1	退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。			
		○	2	退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。			
		○	3	退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。			
		○	4	退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。			
		○	5	必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。			
コメント			■取組状況 退所後も母親と子どもが安定した生活を送るための支援が行われていおり、必要に応じて行政機関や民生委員等につなげ、継続的な見守りを実施している。多くの家族は施設の地域に住み、退所時には子どもの生活記録やメッセージ入りのアルバムを作成して贈呈している。退所後は行事案内やランドセルの提供について電話で情報を提供し、地域から毎月野菜を受け取りつつ生活の様子を聞き取り、子育て等の相談に応じている。施設の学童保育や学習支援に来る子どもを通じて生活状況を把握し、地域のパン屋から提供される冷凍パンを届ける際にも継続して見守りを行っている。 ■改善課題 「アフターケア要綱」や「アフターケアの手順」は作成されており、「自立支援計画（退所評価）」の「アフターケア」部分を活用し支援しているが、退所後のアフターケアが効果的に行われるように、「退所後の支援計画」の作成が望まれる。				

評 価 項 目							評価 結果	
A－2 支援の質の確保								
(1) 支援の基本								
54	A⑨	①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。					a
	着 眼 点	☐	1	母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。				
		☐	2	母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。				
		☐	3	母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。				
		☐	4	資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。				
		☐	5	専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。				
コメント		■取組状況 母親と子どもの個別課題に対応する専門的支援が行われている。母子の目標を聞き取り、例えば子どもは「字を書けるようになりたい」、母親は「ありのままに育ってほしい」といった目標を自立支援計画に載せ、母子支援員と少年指導員が支援を実施している。母親の職場での失敗から特性に気づき、精神科通院に同行し軽度知的障害と診断されたことや、面前DVで育った子どもが失敗を恐れチャレンジできないことを理解し、心理士によるカウンセリングを薦めて支援を行っている。不登校児とともに、公認心理士が学習内容などを記載した自己申告書を作成し志望校に提出するなど、子どもの気持ちに寄り添った支援をしてる。「こどもの権利ノート」や「☆浦和学童☆しおり」を用いて、子どもが理解しやすい資料をを使って説明し、必要に応じて職員が学校や職場に同行し代弁する。母子支援員や少年指導員、公認心理士が配置され、職員間で協議し専門的支援を行っている。 ■改善課題 職員の資質向上に向け、家庭支援専門相談員研修などの受講を計画的に行い、更なる職員の資質向上に期待したい。						

評 価 項 目					評価 結果	
(2) 入所初期の支援						
55	A⑩	①	入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。			a
	着 眼 点	○	1	入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。		
		○	2	母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。		
		○	3	子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。		
		○	4	必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。		
		○	5	居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。		
		○	6	身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。		
コメント			■取組状況 入所に際して、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。入所直後は心理的な不安が出やすいため、「疲れが出ていませんか？」といった声かけで信頼関係を築くよう心がけている。DV被害や児童虐待で入所した母子には、行政機関に同行し住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置制度を活用し支援を行っている。子どもの保育園や小学校への転園・転校をスムーズにするため、送迎や通学支援を実施し、必要に応じて冷蔵庫や洗濯機などを貸し出して引っ越しの支援も行っている。子どもにはおもちゃを用意し、生活スペースと寝室を分けてプライバシーに配慮している。トイレとシャワーの仕切りが無い居室もあり、広いベランダには洗濯機が設置され、子どもが遊べるスペースも提供されている。また、多子世帯向けに中学生の勉強部屋としてパソコン教室を提供し、身体障害者対応室も用意されているが、現在入所者はいない。 ■改善課題 身体障害者対応室が1室用意されているが、車いす対応キッチンや浴室、洗面台、居室の玄関と部屋の間の段差など、バリアフリーへの配慮に期待したい。			

評 価 項 目						評価結果	
(3) 母親への日常生活支援							
56	A⑪	①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。				a
	着眼点	○	1	生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。			
		○	2	心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。			
		○	3	必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。			
		○	4	経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。			
		○	5	支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。			
コメント			■取組状況 母親が安定した家庭生活を営むために、生活経験が乏しい母親には、母子支援員が収納方法を助言し、根気よく支援している。整理整頓が苦手な母親には、安全点検時に整理の支援を行い、心身に不安がある母親には病院受診を勧め同行支援もしている。食生活支援として、管理栄養士とのクッキング教室を実施し、寄付の野菜を使ったレシピで経験を増やしている。おむつ替えのタイミングを指導し、あせも対策として衣服や入浴の指導も行っている。経済的理由で入所している母親には弁護士を紹介し、金銭管理が苦手な母親には家計管理を一緒に行っている。障害や体調不良がある母親には日常生活全般の代行や介助を継続的に支援している。 ■改善課題 小学校高学年や中学生を対象とした「クッキング教室」の実施に期待したい。				
57	A⑫	②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるように支援している。				a
	着眼点	○	1	母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。			
		○	2	母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。			
		○	3	母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。			
		○	4	虐待や不適切なかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。			
		○	5	必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。			
コメント			■取組状況 母親の子育てニーズへの対応として、発達特性のある子どもを持つ母親に対し、安心感を与える接し方のスキルについて相談や助言を行い、保育園と連携して育児の悩みを軽減している。必要に応じて市の障がい福祉関連複合施設「ピエラルうらそえ」内の支援施設を紹介し、母親が病気の場合は補完保育を実施して休養の時間を提供している。障害を持つ母親には送迎支援を行い、アセスメントシートを用いて子どもの発達状況を把握し説明している。虐待や不適切なかわりが発見された場合は、職員が介入し、関係機関と連携して問題解決に努めている。				

評 価 項 目					評価 結果	
58	A⑬	③	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。			a
	着眼点	○	1	母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。		
		○	2	施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。		
		○	3	対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。		
		○	4	社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。		
		○	5	施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。		
コメント		■取組状況 母親が安定した対人関係を築くために、苦手意識を持つ母親には距離を保ちながら声かけを行い信頼関係を支援している。施設で生活が落ち着いてきた母親から相談を受けることもあり、月1回の定例会や交流会を設けて施設を自分の居場所を感じられるよう支援している。訪問看護サービスを受けている母親には、支援員が同席し代弁などを行い、関係構築を図っている。対人関係のストレスには心理士によるカウンセリングを行い、トラブル発生時は母子支援員が介入し、解決に向けて具体的な取り組みをしている。 ■改善課題 母親が安定した対人関係を築くために、公認心理士資格を持つ個別対応職員による「人間関係やコミュニケーションスキルアップのためのリフレーミング」グループワークの実施を期待したい。				
(4) 子どもへの支援						
59	A⑭	①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。			a
	着眼点	○	1	子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。		
		○	2	放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。		
		○	3	DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。		
		○	4	母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。		
		○	5	施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。		
コメント		■取組状況 健やかな子どもの育ちを保障するため、養育・保育に関する支援を行っている。0～6か月、7～12か月、1～5歳、小中高生用のアセスメントシートを基に支援計画を作成し、子どもの発達や生活状況に応じた養育支援を行っている。放課後活動は学童室で少年指導員が支援し、日曜・祝日の中庭利用について子どもワークショップを開催し、マナーやルールを学ぶ機会を提供している。また、遊びやスポーツ、芸術、自然体験活動も計画されており、「伊是名島へ行こう!」プログラムではホームステイ先の大人との大事な時間を設けている。DV家庭や虐待を受けた子どもには個別に対応し、発達障害がある子どもには支援員が連携して支援を行っている。地域の保育園での対応が難しい場合は、施設内の保育室での母子通所を支援し、母親のニーズに応じて通院の付き添いや送迎も行っている。施設内の記録システムにより、養育・保育に関する情報を共有し、支援につなげている。				

評 価 項 目						評価 結果
60	A⑮	②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。			a
	着眼点	○	1	落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。		
		○	2	学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。		
		○	3	進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。		
		○	4	学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。		
		○	5	学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。		
		○	6	子ども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。		
コメント		■取組状況 子どもが自立に必要な力を身につけるため、学習や進路、悩みに対する相談支援を行っている。学童は学童室で「学習タイム」を設け、中学生にはパソコン教室を提供し、学習ボランティアによる個別支援も行っている。学習の楽しさを感じられるよう、つまずきのある子どもには簡単なプリントを提供し、「やればできる」という達成感を得られるよう支援している。進学や就職に関しては、母親と子どもの意向を把握し、学校と連携して具体的な目標を定めている。また、学費の負担軽減のための給付型奨学金や授業料の減免制度に関する情報も提供している。学習支援では元職員がボランティアとして参加し、外部の協力も得て、強制せず子どもの意思を尊重し、自主的な学習を促す支援を行っている。 ■改善課題 一人一人の子どもが学習習慣を身につけるために、発達ニーズに応じ、環境を整え、学習時間を設定する等、柔軟な対応を期待したい。				
61	A⑯	③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。			a
	着眼点	○	1	母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。		
		○	2	ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会うの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。		
		○	3	悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。		
		○	4	自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。		
		○	5	専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。		
コメント		■取組状況 子どもに安らぎと心地よさを提供するため、職員やボランティアが信頼できる大人との関係を支援している。身体的・精神的虐待を受けた子どもには、暴力や支配を用いない大人モデルを示し、信頼感を育てる支援を行っている。また、気持ちを表現できない子どもには、支援員が適切な言葉で表現する手助けをしている。集団活動やレクリエーションを通じて人との関係づくりを促進し、子どもたちがルールを作り守ることを支援している。				

評 価 項 目						評価結果
62	A⑰	④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。			b
	着眼点	○	1	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。		
			2	職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。		
			3	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。		
			4	年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。		
			5	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。		
コメント		■取組状況 子どもの年齢・発達段階に応じて性に関する正しい知識を提供し、思いやりの心を育む支援を行っている。母子支援員は、女子に対してブラジャーの着用や月経の対処法を教え、月経困難症に悩む子どもには病院への同行支援をしている。一方で、男子への性教育は行われていない。 ■改善課題 思春期の子どもにとって、恋愛と性が結びつきやすいため、性についての正しい知識や規範について、年齢層に応じた性教育プログラムの作成や外部講師による性教育研修が望まれる。				
(5) DV被害からの回避・回復						
63	A⑱	①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。			a
	着眼点	○	1	緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。		
		○	2	24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。		
		○	3	役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。		
		○	4	緊急時対応マニュアルを作成・整備している。		
		○	5	緊急利用のための生活用品等を予め用意している。		
コメント		■取組状況 母親と子どもの緊急利用に対応する体制として、「緊急一時保護」や「緊急一時保護対応マニュアル」を整備し、施設長の判断で夜間対応が可能な体制を構築している。現在は浦添市内の母親と子どもに限り緊急利用を受け入れており、役割分担や関連機関との連絡調整も行っている。また、緊急一時対応マニュアルを整備し、職員全員が対応できる体制を確立している。緊急一時保護室には生活必需品が常時備えられており、母子がすぐに生活できる環境が整っている。 ■改善課題 母子生活支援施設の一時保護では、子どもを伴った母親だけでなく、妊娠中の女性も対象となるため、一時保護の対応に期待したい。				

評 価 項 目						評価結果
64	A⑱	②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。			a
	着眼点	○	1	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。		
		○	2	弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。		
		○	3	DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。		
コメント			■取組状況 母親と子どもの安全確保のため、DV防止法に基づく保護命令や支援措置を提供し、DV証明書発行のために関係機関に同行している。警察には、110番通報者登録制度や荷物の引き取りで協力を得ている。離婚に向け、母親の同意を得て弁護士や法テラスを紹介し、調停や裁判の支援も行っている。DV加害者と同じ生活圏内にいる母子には、居所の漏洩防止のため市への同行支援を行い、学校との連携で情報管理を強化している。また、関係機関と連携し巡回回数を増やす支援を行っている。			
65	A⑳	③	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。			b
	着眼点	○	1	DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。		
		○	2	DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。		
		○	3	心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。		
			4	必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。		
コメント			■取組状況 DVの影響からの回復支援として、母子支援員は正しい情報を提供し、自己肯定感の回復を支援している。必要な母親には毎月心理士によるカウンセリングを実施し、暴力を拒否した意思を評価し、安心して生活できるよう寄り添っている。また、自己肯定感を失った母親や子どもには嘱託医や心理士との情報交換を通じて適切な支援を行っている。個別対応職員はリフレイミングカードを用いて、考え方を変えることで問題解決の可能性を高め、自己肯定感の回復支援につなげている。 ■改善課題 現在は特に自助グループや外部の支援団体等の紹介は行っていないが、必要に備えて情報の収集が望まれる。			

評 価 項 目						評価結果	
(6) 子どもの虐待状況への対応							
66	A㉑	①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。				b
	着眼点	○	1	暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。			
		○	2	子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。			
		○	3	子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。			
		○	4	医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。			
		○	5	心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。			
			6	被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。			
コメント		■取組状況 被虐待児の回復支援において、職員は思いや気持ちを言葉で伝え、暴力を振るわない大人の存在を示している。特に子どもの変化を感じた際には、個別に話し合う機会を設けている。子どもが成長を示す挨拶をすることもあり、母親がハグを学ぶ事例もある。職員は日常行動を観察し、褒めることで自尊心や自己肯定感を高める支援を行い、発達の遅れに気づいた場合は病院受診や児童相談所との情報交換を行っている。必要に応じて、心理士による専門的なカウンセリングも提供している。 ■改善課題 「被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修」の早急な実施が望まれる。					
(7) 家族関係への支援							
67	A㉒	①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。				a
	着眼点	○	1	母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。			
		○	2	子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。			
		○	3	家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。			
		○	4	必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。			
コメント		■取組状況 母親や子どもの家族関係に関する悩みや不安に対し、母子支援員が受け止め、実家の母親との不仲に関しては退所後の生活を考慮した支援を行っている。子どもが姉からの暴力について相談した場合、少年指導員と連携し、双方の意見を聞き調整を行っている。子どもには相談できたことを褒め、継続的な相談をができることを伝えている。必要に応じて母親と子どもへの介入を行い、関係調整を支援。また、身寄りがない母親のアパートの保証人問題解決のため、遠縁の親戚に連絡を取り関係調整を図っている。 ■改善課題 「令和6年度 浦和寮 事業計画」の自立支援（8）家族関係への支援に明記されている「心理士によるファミリーコーチング等、家族再構築に向けた支援」の実施に期待したい。					

評 価 項 目						評価 結果
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援						
68	A②③	①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。			a
	着眼点	☐	1	社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。		
		☐	2	公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。		
		☐	3	精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。		
		☐	4	障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。		
コメント		■取組状況 障害や精神疾患を抱える母親と子どもへの支援として、母親には障害者手帳や年金、生活保護などの情報を提供し、社会資源の活用をすすめ支援をしている。施設との関わりで母親が軽度知的障害を持ち、療育手帳を取得した事例もある。発達障害や知的な遅れのある子どもには療育手帳取得の支援や、保育園・学校の手続きの同行、代弁を行っている。また、不登校児への支援では学校と連携している。精神疾患を持つ母親や子どもには、主治医との連携を図り通院の同行支援を行い、訪問看護による服薬管理を受けている利用者もいる。保育園や学校からの公的手続きの文書記入方法も指導し、子どもには母親が落ち込んでいる時には事務所に来よう伝え、その時々に応じて支援している。				
(9) 就労支援						
69	A②④	①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。			a
	着眼点	☐	1	母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。		
		☐	2	資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。		
		☐	3	公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。		
		☐	4	母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。		
コメント		■取組状況 母親の職業能力開発や就労支援では、心身の状況や子どもの年齢、入所理由、希望に配慮し、公共職業安定所やパートバンクへ同行して支援している。求人案内を掲示し、求人誌を閲覧できるようにしている。また、資格取得のためのパソコン研修や沖縄県おしごと応援センターとの連携によるセミナー受講を支援している。介護職員初任者研修を受けた2人が就職し、登録販売者資格を取得した4人もいる。母親が安心して就労できるよう、1階で学童の預かりを実施している。保育園からの急な呼び出しには職員が対応している。				

評 価 項 目					評価 結果
70	A②⑤	②	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。		a
	着 眼 点	☐	1	職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	
		☐	2	母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	
		☐	3	障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	
		☐	4	就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	
		☐	5	必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	
コメント			■取組状況 就労継続が困難な母親への支援では、職場の人間関係について個別対応し、相談や助言を行っている。具体的には、母親が軽度知的障害を持っていることが判明し、療育手帳を取得して職場の理解を得た事例がある。また、アパート探しの際に休みが取れなかったことについて母子支援員が使用者に代弁し、就労継続を支援した事例も存在する。一般就労が難しい母親には、福祉的就労の支援事業所につなげ、社会資源を活用しながら就労を支援している。就労継続支援A型事業所で働いていた母親が一般就労に移行できた実績もある。		